

必ず事前にご用意していただく書類(全て1通ずつあれば大丈夫です)	
書類	備考
相続人全員(相続する権利がある方全員)の印鑑証明書	もし相続人の中に印鑑登録をしていない方がいれば、お手数ですが新たに印鑑登録のうえ、印鑑証明書を取得してください。
不動産を相続する方の住民票(本籍地も記載されているもの)	
相続する不動産(土地、家、マンション等)の、権利証(登記済権利証)	亡くなった方が不動産を取得されたときに発行されたものです。大抵の場合、「登記済権利証」や「不動産登記権利情報」という表紙に綴じられています。(発行されてからかなり年月が経過しているものも多いです。)もし紛失等でみつからなければ、ご用意いただかなくても大丈夫ですが、その場合は何か不動産に関係する資料等(契約書など)もしあれば全てお持ちください。
相続する不動産(家、土地、マンション等)に關する、「平成〇〇年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書」	毎年春頃に、不動産を管轄する都税事務所(東京都23区内の場合)または市区町村役場(東京都23区以外の場合)から送られてくる、固定資産税の納税通知書に同封されています。書面のタイトルは東京都23区の場合「平成〇〇年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書」といいます(東京都23区以外の場合は少しタイトルは異なります)。よく分からなければ、送られてきた固定資産税関係の書類をすべてお持ちください。もし紛失等でなければ、ご用意いただかなくても大丈夫です。 見本は2ページめに印刷されます。

基本的には当事務所で取得するので、ご用意していただく必要はありませんが、もし「既に取得したものがあある」あるいは「相続人が自分の印鑑証明書と住民票を取得するときに、同じ役所で取得できる」という場合はご用意いただきたいもの(全て1通ずつあれば大丈夫です)	
書類	備考
相続人全員(相続する権利がある方全員)の戸籍謄本	それぞれ、現在、本籍地のある市区町村役場で取得できます。ただし被相続人(亡くなった方)の配偶者や未婚のお子さん等、被相続人と同じ戸籍に入っている方は不要です。
被相続人(亡くなった方)の、住民票の除票(本籍地も記載されているもの)	亡くなったときに住民票のあった市区町村役場で取得できます。ただし役場での保存期間(大抵の場合亡くなってから5年)の経過で取得できないときはご用意いただかなくても大丈夫です。
被相続人(亡くなった方)の、「年月日死亡」の記載のある、最後の戸籍(もしくは除籍)謄本	被相続人が亡くなったときに本籍地のあった市区町村役場で取得できます。
上記以外の、被相続人の出生にさかのぼる改正原戸籍謄本、除籍謄本一式(転籍があれば転籍前の戸籍が必要ですし、婚姻前の古い戸籍も必要になります。)	それぞれ、本籍地のあった市区町村役場で取得できます。 (通常は当事務所で取得致します。)

その他、もしあればご用意いただくもの	
書類	備考
遺産分割協議書(誰がどの遺産を取得するかを記載し、相続人全員で署名捺印した書面)	通常は当事務所で作成致しますが、もし既に作成したものがあれば、お持ちください。
遺言書	もしあればお持ちください。

「平成〇〇年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書」の
 この見本は都税事務所発行のもので、(不動産が東京都23区内にある場合)
 不動産が東京都23区以外にある場合は様式が異なりますが、必ずこうした書面は同封されているはず。

口座振替 振替口座 9900-10050	金融機関 ゆうちょ銀行
振替名 支店名	
振替方法 1年分まとめて振替	口座番号

【備考】課税通知書に関するお問い合わせ先は、本課にお問い合わせください。固定資産税・都市計画税課税課
 課税課長 佐藤卓哉 電話 03-5935-9851
 課税課副課長 佐藤卓哉 電話 03-5935-9852

① 本課の課税は、毎年1月1日現在の課税標準に基づいて行われます。
 ② 上記の課税標準は、各納税者の課税標準(課税標準額)に、課税標準額に課税率を乗じた額(課税額)の合計額を算出しております。
 ③ 課税標準額は、課税標準額(課税標準額)と課税率(課税率)の積算額(課税額)の合計額を算出しております。
 ④ 課税標準額は、課税標準額(課税標準額)と課税率(課税率)の積算額(課税額)の合計額を算出しております。
 ⑤ 課税標準額は、課税標準額(課税標準額)と課税率(課税率)の積算額(課税額)の合計額を算出しております。

平成〇〇年度 固定資産税 納税通知書
 課税標準額(課税標準額) 177,000円
 課税率(課税率) (1/2) 20029938#
 課税額(課税額) 88,500円

区分	課税標準額(課税標準額)	課税率(課税率)	課税額(課税額)
第一種	443,000	1/2	221,500
第二種	443,000	1/2	221,500
第三種	443,000	1/2	221,500
第四種	443,000	1/2	221,500
第五種	443,000	1/2	221,500
第六種	443,000	1/2	221,500
第七種	443,000	1/2	221,500
第八種	443,000	1/2	221,500
第九種	443,000	1/2	221,500
第十種	443,000	1/2	221,500
第十一種	443,000	1/2	221,500
第十二種	443,000	1/2	221,500
第十三種	443,000	1/2	221,500
第十四種	443,000	1/2	221,500
第十五種	443,000	1/2	221,500
第十六種	443,000	1/2	221,500
第十七種	443,000	1/2	221,500
第十八種	443,000	1/2	221,500
第十九種	443,000	1/2	221,500
第二十種	443,000	1/2	221,500

平成〇〇年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書

本課に課税された、1月1日現在所有している固定資産(土地・家屋)の明細をお知らせします。

土地の所在	登記簿番号	課税標準額(課税標準額)	課税率(課税率)	課税額(課税額)
丁目 番	230-64	53,398,840	1/2	26,699,420
丁目 番	230-64	10,082,313	1/2	5,041,156
丁目 番	20-184-628	119,000	1/2	59,500

家屋の所在	登記簿番号	課税標準額(課税標準額)	課税率(課税率)	課税額(課税額)
丁目 番	9001	70,111	1/2	35,055

赤で囲った部分が「平成〇〇年度 固定資産税・都市計画税 課税明細書」です。
 この書面をお持ちください。(ただし、もし紛失等でなければ結構です)

何かご不明な点があれば、遠慮なくお問い合わせください。
 佐藤卓哉司法書士事務所
 東京都練馬区東大泉1-34-8 本橋ビル202
 電話 03-5935-9851 Eメール mail@sato-legaloffice.jp